

伊佐市農業委員会第10回総会議事録

1. 開催日時 平成28年1月20日(水) 午前8時56分から9時30分

2. 開催場所 菱刈庁舎 3階中会議室

3. 出席委員 (19人)

会 長 21番委員
委 員

1番委員	2番委員
3番委員	4番委員
5番委員	6番委員
8番委員	9番委員
10番委員	11番委員
12番委員	13番委員
14番委員	16番委員
17番委員	18番委員
19番委員	20番委員

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

10番委員 12番委員

第2 第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(除外)申出」の意見決定について

第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

第5号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長
農地振興係書記

農地振興係長
農地振興係書記

【開始時間 午前8時56分】

事務局 長 おはようございます。只今より、平成27年度第10回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。

議 長 皆さんおはようございます。
本日は全員出席です。議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
10番委員、12番委員をお願いします。

————— 諸般報告 —————

議 長 事務局より、諸般の報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告第2号農地の利用目的変更について事務局の報告を求めます。

事務局 長 報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、ご報告いたします。
資料の1ページから4ページになります。
農業経営基盤強化促進法による利用権の合意解約が15件ありましたのでご報告いたします。

事務局 続きまして5ページをお開きください。報告第2号の農地利用目的変更届けにつきまして、去る12日に事務局で現地調査を行いましたのでご報告申し上げます。
整理番号1番の申請者は伊佐市菱刈荒田に居住されておりますIAさん68歳で自治会は荒田下であります。申請地は伊佐市菱刈荒田字上キロ1480番、田、地積は1319㎡で申請地の所在地は荒田下自治会館から北へ130mの場所に位置し、周囲の状況は東は農道を挟んで宅地、北も宅地、西は田、南も田であり管理状況につきましては申請地も含めて休耕田となっております。当該農地は天水田の為農作物も育ちにくく、収穫量も見込めないこと等により、盛土を行い、畑として野菜等を栽培し管理したいとのことでした。調査の結果、今後、田としての管理は難しく遊休農地対策及び農地の有効利用としても本届け出は適切であると思われまことを報告いたします。以上報告を終わります。
ご審議方をよろしく申し上げます。

議 長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さん質問等はございませんか。

(なしという声あり。)

なしということですので、議案の審議に入ります。

————— 議案第1号 —————

議長 議案第1号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定について提案します。
事務局の報告を求めます。

事務局長 議案第1号、「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち所有権移転につきまして説明いたします。
6ページをお開きください。
整理番号1番につきまして譲渡し人は公益財団法人鹿児島県地域振興公社です。譲り受人は伊佐市大口山野にお住まいのSAさんです。土地の所在地は伊佐市大口湊辺字前田72-4で地目は田、面積は3038㎡で所有権移転になります。
続きまして利用権設定について説明いたします。15ページの総括表をお開き下さい。
期間は2年から10年で、面積が田116、266㎡、畑12、450㎡合計128、716㎡です。利用権の設定をする者の数39人、設定を受ける者の数28人です。土地の明細につきましては7ページから14ページの整理番号1番から41番の通りです。皆様方のご審議方よろしく申し上げます。

議長 ただいま事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。

(なしという声あり。)

議長 なしと言うことですのでお諮りします。

議長 議案第1号の意見決定について事務局の報告のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。

よって、議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見が決定しました。

議案第2号

議長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について提案します。

議長 整理番号1番について担当委員の調査報告を求めます。
1番委員をお願いします。

1番委員 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定、番号の1号の調査報告を議席番号1番がいたします。

譲渡人住所伊佐市菱刈川北、自治会は小原松山です。年齢78歳、氏名SMさん。受人住所伊佐市菱刈川南、お名前はFHさん、年齢67歳、自治会は山下です。申請地は菱刈川南字山ノ口1533-2と1537-1の2筆で、合計面積は2,751㎡です。通作距離は5分です。場所は湯ノ尾小学校より南に行き、川内川の山下橋より東へ約1kmです。東は山林、西は田です。南は竹林で、北は道路です。現況はイタリアンが植えてあります。Fさんは規模拡大という理由です。法律的には売買です。添付書類は3条許可申請書、全部事項証明書、字図、行政書士Tさんの立会いの下、委任状も揃っております。

農繁期はパートの方を頼まれます。以上のような理由により当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして私の報告を終わります。

議長 1番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。
(「なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号1番について、1番委員の調査報告の通り許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって、整理番号1番は許可が決定いたしました。

議長 整理番号2番について担当委員の調査報告を求めます。
11番委員お願いします。

11番委員 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち、整理番号2番について1月15日に現地調査を行いましたので11番が報告いたします。申請人OKさんは伊佐市菱刈荒田に居住され自治会は青木元で年齢は63歳です。又渡し人YMさんは伊佐市菱刈荒田に居住され自治会は青木元で年齢は74歳です。申請地は伊佐市菱刈荒田字貫瀬戸2024-1、2025-2の2筆でございます。地目は田で地積は2筆で3,042㎡で売買でございます。受人の経営面積は今回の売買の2筆3,042㎡を合わせまして5,765㎡になります。自作可能面積であります。場所でございますけれども申請地の位置は菱刈針持線県道424号線、本城入口荒田交差点から南西へ1.5kmくらい入った所の右側のところになります。農業従事者は3名で通作距離はすぐ自宅前の先で、200m位で現況は良く管理された水田でございます。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願ひいたします。以上です。

議長 11番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りします。

11番委員の調査報告の通り許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。

よって、整理番号2番は許可が決定いたしました。

整理番号3番について担当委員の調査報告を求めます。

17番委員お願いします。

1 7 番 委 員 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち、整理番号3番について、去る1月11日現地調査を行いましたので17番が報告いたします。申請人SSさんは伊佐市菱刈花北に居住されていらっっしゃいます。自治会は花北上です。年齢は84歳です。渡し人MJさんは大阪府和泉市鶴山台に居住していらっっしゃいます。年齢は71歳です。申請地は伊佐市菱刈市山字皮田615番、地目は田で地積は1,518㎡です。これは贈与でございます。受人の経営面積は11,638㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は1・5km位で良く管理された水田でございます。経営意欲は十分あり農機具などトラクターはほとんど完備されて問題はないと思います。以上のような理由により当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図、が添付してあります。委員の皆様方のご審議をよろしく願いいたしまして私の報告を終わらせていただきます。

議 長 17番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
17番委員の調査報告の通り許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって、整理番号3番は許可が決定いたしました。

議 長 整理番号4番について担当委員の調査報告を求めます。
16番委員お願いします。

1 6 番 委 員 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号4番について去る13日受人の父NYさんに立合っていただきました。16番が報告をいたします。申請人NTさんは伊佐市大口金波田に居住され自治会は金波田上で55歳であります。渡し人NSさんは

伊佐市大口金波田に居住され自治会は金波田上で63歳であります。申請地は伊佐市大口金波田字引田920番地1で地目は田、地積は1,199㎡で今回売買にて取得されます。受人の経営面積は21,357㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で通作距離は約500mで昨年より受人が耕作されており良く管理された田であります。本人も経営意欲もあり農機具等も完備されております。以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されております。委員の皆様方のご審議方をお願いいたしまして報告を終わります。

議 長 16番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん意見質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
16番委員の調査報告の通り許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって、整理番号4番は許可が決定しました。

議 長 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について申請件数4件について4件の許可が決定しました。

————— 議案第3号 —————

議 長 議案第3号農業振興地域整備計画の一部変更、除外の申出の意見決定について提案します。

議 長 整理番号1番について担当委員の調査報告を求めます。13番委員お願いします。

13番委員 議案第3号農業振興地整備計画の一部変更について整理番号1番に

について1月15日申請人S Iさんの代理人行政書士のSさん立会いのもと3番13番が調査いたしましたので13番が報告いたします。申請人のS Iさん67歳は伊佐市菱刈市山に居住され自治会は東市山です。申請地の所在地は伊佐市大口鳥巢字屋祢添170-1番、地目は田、面積は556㎡です。自営業でプレハブを販売しているので、プレハブ展示場として使用したいとのことで農業振興地整備計画の一部変更除外申請をされるものです。現地は大口文化会館より北側500mぐらいに位置し、鳥巢下の公民館横で良く管理された水田です。周囲は宅地で除外しても影響はないと判断いたしました。添付書類として農用地利用計画変更申出書、全部事項証明書、現地写真、農用地利用計画変更意見書依頼が提出されております。協議の結果、許可相当と判断しました。ご審議方よろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 13番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん質問ご意見はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
13番委員の調査報告のとおり、意見を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号1番は、議員の意見が決定しました。

議 長 議案第3号は、申請件数1件で、農振除外1件の意見が決定しました。

————— 議案第4号 —————

議 長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係わる意見決定並びに許可及び諮問決定を提案します。

議 長 整理番号1番について担当委員の調査報告を求めます。
2番委員お願いいたします。

2 番 委 員 議案第4号農地法第5条の規定による許可申請に係わる意見決定並びに許可及び諮問決定についてのうち整理番号1番について2番が調査の結果を報告いたします。去る1月15日、6番委員と10番委員と私2番委員で共同調査をいたしました。立会人として行政書士のK氏が出席しております。譲受人は伊佐市大口牛尾にありますOD株式会社であります。譲渡人は伊佐市大口牛尾にお住まいのNKさん66歳で自治会は奈良野であります。本申請は所有権移転で売買となっており、転用目的は配管設備として利用となっておりますがすでに工場の水道利用の配管設備が敷設されておりました。このことの顛末書が添付されております。申請地の所在地は伊佐市大口牛尾字諏訪後1699-3で地目は畑、地積は49㎡であります。農地区分は第2種農地のその他となっております。申請地の所在地は大口電子所有地横に位置しており東側は原野、西側は畑、南側は原野、北側は原野であり、周囲に与える影響はないと思われます。隣接している原野に元々水道用地として水道の配管がありましたが、災害等で土砂が流れないように基盤整備が行われることになり、これまで借地していた当申請地に昨年9月配管を移動したものであります。現地調査の際もまさに基盤整備工事の真最中であります。添付書類として全部事項証明書、位置図、字図、平面図、配管位置図、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、大口電子定款、資金証明書、委任状、始末書が提出されております。調査の結果この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが委員の皆様方のご審議方をよろしく申し上げます。以上で報告を終わります。

議 長 2番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さんご意見質問はございませんか。
（「なし」という声、多数あり。）

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
2委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問の決定に賛成の委員の挙手を求めます。
（全員挙手）

議 長 全員挙手。
よって整理番号1番は、報告の通り意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 整理番号2番について担当委員の調査報告を求めます。

3番委員お願いします。

3 番 委 員 議案第4号農地法第5条の規定による許可申請に係わる意見決定並びに許可及び諮問決定についてのうち整理番号2番につきまして、去る1月15日申請人の代理人行政書士のTR氏立会いのもと、13番委員3番と共同調査をしましたので3番が報告いたします。譲受人HSさんは伊佐市大口里に居住され自治会は高校裏でございます。84歳でございます。譲渡人SKさんは伊佐市大口青木に居住され自治会は多々良石で57歳でございます。所在地は伊佐市大口里字羽祢田島2604番、地目田、地積704㎡であります。休耕田になっておりました。本申請は所有権移転売買でHさんが幼稚園の経営者であり幼稚園の横の敷地でございます、転用目的は駐車場でございます。農地区分は第2種農地となっております。東、南側宅地、西側幼稚園、北側田んぼを挟み国道バイパスで周囲に与える影響はないと思われまます。添付資料として土地の全部事項証明書、配置図、字図、平面図、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する契約書、汚水処理確約書、資金証明書、土地改良の意見書等が提出されております。調査の結果この申請については調査委員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆さま方のご審議方をお願いしまして私の報告を終わります。

議 長 3番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さんご意見質問はございませんか。

議 長 はいどうぞ19番

19番委員 確認ですけれども農地区分の総会資料では3種農地となっているんですが設目の中では多分2種とおっしゃったんですけど

3番委員 3種でした。訂正いたします。

議 長 他ございませんか
（「なし」という声、多数あり。）

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
3番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。
（全員挙手）

議 長 全員挙手
よって整理番号2番は意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 整理番号3番について担当委員の調査報告を求めます。4番委員お願いします。

4 番 委 員 はい。議案第4号農地法第5条の規定による許可申請に係わる意見決定並びに許可及び諮問決定について整理番号3番につきまして去る1月15日申請人のSMさん立会いのもと19番委員、私4番委員の2人で共同調査をしましたので私4番が報告いたします。譲受人は伊佐市大口曾木にお住まいのSMさんで自治会は後村自治会であります。譲渡人は鹿児島市花野光ヶ丘にお住まいのUTさんです。本申請は所有権移転売買で転用目的は畜舎農業用倉庫となっております。申請地の所在地は伊佐市大口曾木字打廻748で地目は畑、地積は1344㎡であります。申請地の所在地は川内川の下殿橋下流500m位に位置しており、南側は畑、東側は畑、西側は畑、北側が川内川の堤防となっております。周囲に与える影響はないと思われます。尚この農地は昭和60年5月1日ごろ牛舎及び農業用倉庫として利用したことの始末書が付けてあります。添付書類として、土地の全部事項証明書、被害防除計画書、汚廃水処理確約書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書が提出されております。調査の結果この申請において2名の調査委員の意見において、適切であると判断しましたが、委員の皆さま方のご審議方をお願いしまして私の報告を終わります。

議 長 4番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さんご意見質問はございませんか。
〔なし〕という声、多数あり。〕

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
4番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問の決定に賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号3番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しまし

た。議案第4号については申請件数3件、意見の決定並びに許可及び諮問3件が決定しました。

議案第5号

議長 議案第5号非農地証明願を提案します。
整理番号1番について担当委員の調査報告を求めます。5番委員お願いいたします。

5番委員 議案第5号非農地証明願についてのうち、整理番号1番につきまして、去る1月15日申請人の代理FSさん立会いのもと会長、16番委員、5番委員において共同調査を行いましたので5番が報告いたします。申請人TSさんは、伊佐市菱刈前目に居住され自治会は麓後で年齢は49歳であります。申請地は大口宮人字矢楯川642-7外1筆の畑で、地積は504㎡であります。非農地となった時期及び理由といたしまして、平成50年4月ごろから周囲が山林化して日照不足になったので耕作を断念したとすることです。申請地の現況は竹藪となっており周囲は一部道路と畑に接している以外はすべて竹藪となっております。申請地の所在地は曾木の滝大橋の北側250mの道路沿いに位置しております。以上のような状況から三人で協議いたしました結果農地性は喪失し農地への復旧は困難であるものと判断をいたしました。添付書類といたしまして全部事項証明書、位置図が添付されております。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いしまして私の報告を終わります。

議長 はい。5番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さんご意見質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りします。
5番委員の調査報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手
よって整理番号1番は報告の通り非農地として証明が決定しました。

- 議 長 整理番号2番について担当委員の調査報告を求めます。
16番委員お願いします。
- 16番委員 議案第5号非農地証明願についての2番につきまして、16番が報告をいたします。去る15日会長、5番委員、16番委員で共同調査をいたしました。16番が報告いたします。申請人KH氏は神戸市須磨区大池町に居住されております。申請地は伊佐市大口大島字前村520番で地目は畑、地積は262㎡であります。非農地になった時期ですが、申請人によりますと昭和55年ごろ隣地に納骨堂を作られた時進入路、駐車場、庭、庭園として利用され現在に至ったと云うことであります。昭和55年ごろ隣に納骨堂と云うことで見に行ったわけですが、納骨堂としては小さくて氏神様でありました。そこでその時に宅地内で庭とその前に道路のところ庭園、昔庭園が良く造られたわけですが、その庭あるいはそれに庭木を植えて利用されたと云うことで現在に至ったと云うことであります。周囲の状況ですが、東西南は市道、北は宅地となっております。添付書類として全部事項証明書、地積図、委任状等が添付されてあります。以上のような理由により3委員で話し合った結果農地への復元は困難と判断いたしました。委員の皆様のご審議方をお願いいたしまして報告を終わりたいと思います。以上です。
- 議 長 16番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さんご意見質問はございませんか。
（「なし」という声、多数あり。）
- 3番委員 なしと云うことでございますので、お諮りします。
16番委員の報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。
（全員挙手）
- 議 長 全員挙手
よって整理番号2番は調査報告の通り非農地として証明が決定しました。
- 議 長 議案第5号非農地証明願は2件の申請で2件を非農地として証明することが決定いたしました。

議 長	その他お願いします
事 務 局	<p>総会資料の26ページ月例報告をします。</p> <p>去る15日現地調査が実施されました。それから20日の今日が第10回の農業委員会の総会です。26日火曜日に1月の定例常任会議員会議が鹿児島市であります。</p> <p>それから2月の行事予定です。12日が現地調査です。19日が第11回の農業委員会の総会です。26日が2月の定例常任会の委員会になっております。月例報告は以上です。</p>
事 務 局	<p>それでは平成27年度第10回農業委員会総会を終了します。</p> <p>姿勢を正して下さい。</p> <p>一同礼</p> <p>お疲れ様でした。</p> <p>【終了時間 午前9時30分】</p>

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 10番委員

伊佐市農業委員 12番委員